

一月二十二日(木)

1030

(説明書付参考)

一、閣議等附議事項の取扱について(法制局長官)

(物)附議事項に対する意見發表は差支ないが事。

(法)不可と思ふ

(商)閣議等付議事項を各者が發表しておけにはいかない。

(決定したもののはおかしくないと意見多し)

一、嘱託制度の濫用防止とその弊害除去に因る件

(法制局長官)

一、臨時外被名の事務とのものは如何か。

(商)嘱託に之を委託とする。

(法)委託の旨は如何か。

(厚)地方の厚生省嘱託によるものは弊害はある。

一、特別調達に関する件

0.8%かけ方はどうもよろしい。

2

進歩は勤続毛とつけないでくれといふ。
(大) 0.8 の所得税調整ははつきりやつくれ。

今日午前八時半は 23・24 日公会にます。今日一杯のう。

地方には銀行からかかる。

一方防次官

官紀事例の訓を、明日住内にかげよ。

疑惑のあります、但今と湯浅 *explain* 貨役。

八月三日の方協議は、一般方針の解説。

西尾長官の答弁

但今と政府側の協同とむすぶ、けの政府側の方針があつた。

政府の方針は、

各名の特徴を借りたりかはるかも知れぬ。

政府内閣の次、同様相談せらる、ござります。

裏面白紙

400

日本標準規格 B5(二十四行罫)

内閣

統計委員会 司令協約を長官にあらん。

一法制局

請願

一郵便局長 機関 中大通以 電報 二四〇四

地方公事務(同一送) 請防法

修改

3084

支那公使館

行政府

刑部大臣

改定